

「令和5・6年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査」 に関するQ&A

目次

1. 概要について	1
2. 申請書データについて	1
3. 納税証明書等各種証明書について	2
4. その他	3

1. 概要について

Q. 「提出要領・申請用紙」はどこで配布しているのか？

A. 県技術・建設業課ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

提出要領等 … pdf

申請書 …… エクセルファイル

提出方法は、申請データ（CD-R）と申請書（フラットファイルに綴る）

申請者控えについては、作成された申請書のみでも可（ホッチギス等とめること）

Q. 入札参加資格審査の申請はいつからか？どこに出せばよいか？

A. **令和5年6月5日(月)～6月9日(金) 必着**

郵送申請のみです。

〔県内業者〕

沖縄本島及び周辺離島については、県技術・建設業課にて申請を受け付けます。

宮古地区・八重山地区については、各所轄の土木事務所で申請を受け付けます。

〔県外業者〕

県外に建設業法上の主たる営業所のある業者については、県技術・建設業課にて申請を受け付けます。

2. 申請書データについて

Q. 申請するデータはいくつになりますか。

A. 【県内業者】 3つ・・・「コンサル申請○○○○○○○○.xls」

「業者カード○○○○○○○○.csv」

「コンサル資格者リスト○○○○○○○○.csv」

【県外業者】 2つ・・・「コンサル申請○○○○○○○○.xls」

「業者カード○○○○○○○○.csv」

Q. 沖縄を管轄する支店（営業所）が複数ある場合は、どのように申請データに入力しますか？

A. 主な支店（営業所）をひとつ記入してください。

Q. 申請書を印刷した際に、メールアドレスがすべて表示されない場合はどうしたらいいですか？

A. データ上で確認ができるので、申請書（紙）にすべて表示されなくてもかまいません。

3. 納税証明書等各種証明書について

Q. 県税納税証明書は、県税全税目証明書でもいいですか。

A. 法人の場合は、原則として事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告納税となるため、証明日が決算後2ヶ月を経過している場合は全税目証明書でも可。

個人事業主の場合は、納期は、原則として8月および11月の年2回が納期となっているため、6月追加申請時には直前2期分の証明書を提出、12月申請時には、12月の証明日であれば全税目証明書でも提出可。

Q. 納税証明書等各種証明書の取り扱いについてはどうなるのか？

A. 税金・保険料等の納付確認を行う書類については「完納」が基本となります。それ以外については、下記の取り扱いになります。

① 県税納税証明書は、未納額があっても、「納期限未到来」の表示があり、納期限が入札参加受付期間後である場合は、可とする。

「納期限未到来」でも認めるのは、あくまで期限が「入札参加受付期間後」である場合のみです。納期限が令和5年6月9日より前であるならば、未納が無い旨の証明書を提出してもらわなければいけません（納税が反映されるためには数日かかるとのことなので、その旨の申し立てがあった場合、受付期間の残日を考慮の上、領収書等で確認して受け付けることも可）。

② 国税納税証明書は、未納税額がある場合は、「様式その3の2及び3の3」はないので、「様式その1」の提出となる。

その場合、未納額があっても、「納付受託中」の表示があり「納付受託証書」において納期限が入札参加受付期間後である場合は可とする。

③ 健康保険・厚生年金保険の場合、完納証明もしくは完納した月までの証明となるので、令和4年7月～令和5年3月分までが納付されていれば可とします。

④ 労働保険（納入）証明書は「納付未済」がある場合でも「分納証明書」が添付されていれば可とする。

⑤ 【県外業者】で、管轄の年金事務所又は労働基準監督署が証明書を取り扱っていない等の理由により証明書を取得できない場合には、直近の領収書（令和5年3月分）の写しでも可とする。

Q. 決算期変更があった会社の場合、県税の納税証明書は直近2期分でいいか？（例えば1/1～12/31期の会社が決算期変更により1/1～6/30になった場合は、直近2期分の納税証明書は1年6ヶ月分しかない）

A. 決算期変更があっても直近2期分でかまいません。

Q. 個人から法人成りした業者の場合、申請要件の営業開始後1年以上には個人時代も含まれるか？また、法人成り後の決算期を迎えていない場合、納税証明書の取り扱いは？

A. 法人成りの場合、**被承継人が50%以上を出資して設立した法人であることなど経審での基準を参考に、経営の同一性が確認でき、かつ個人での営業年数が1年以上であれば登録要件を満たしているものとして取り扱います。**

また、法人成り後、最初の決算を終えていない場合、納税証明書の添付は省略できます。さらに、1期分だけ決算がある場合には、1期分の納税証明書を添付することとなります。

4. その他

Q. 委任状は必要ですか。

A. 今回の申請では提出して頂く必要はありません。ただし、実際に入札に参加される時には、発注者の指示に従ってください。

Q. 使用印鑑届は必要ですか。

A. 提出して頂く必要はありません。

Q. 営業実績1年以上とは？

A. 入札参加資格審査の本来の目的が申請者の経営状況の確認も含まれることから、最低1度は確定申告を行った実績があり（当然納税も完納）、かつ税務署に提出する事業開始届の事業開始日から1年を超えているという2つを満たしていることが必要です。

Q. 複数の業者を同封して、郵送してもいいか？

A. 書類の紛失等を避けるためにも、各申請業者ごとに申請データ（CD-R）と申請書（正）（副 申請者控）を同封し郵送してください。

段ボール等の箱で複数の業者をまとめて申請する場合も、各業者ごとに個包装のうえ郵送してください。返信用封筒も各業者ごとに分けて同封してください。

- Q. 申請書（副 申請者控）は、すべての添付書類をつけなければならないか？
- A. 申請書（副）は、自動印刷された申請書及び指定様式のみでも提出可。
- 〔**県内業者**〕 業者カード（県内コンサル）、技術職員有資格者名簿（県内コンサル）、様式 1～4
- 〔**県外業者**〕 業者カード（県外コンサル）、様式 1～4